

業務委託仕様書

1 委託業務名

商業者創業支援プログラムパイロット事業業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

3 履行場所

川崎市 中原区内及び高津区内

4 事業の目的

川崎市内の商店街や商業エリアにおける店舗での創業を予定している者を対象とした支援プログラムを地域商業者の協力を得て実施することにより、創業意欲を高め、確実な創業に結び付けることや、創業希望者と地域商業者とのネットワークの醸成、創業に関わる事業者・専門家等とのネットワークの形成などアフターフォローに必要な仕組みづくりを推進することを目的とする。

なお、令和4年度及び5年度は、パイロット事業として位置づけ、飲食店などの創業体験のできる民間施設が多く点在する中原区及び高津区内（以下「対象エリア」という。）を対象地区として実施する。

5 委託内容

(1) 「商業者創業支援プログラム」の企画及び運営

本プログラムは、創業に必要な知識を習得やビジネスプランの作成を行うための「創業者育成講座」と、対象エリアにてビジネスプランに沿った事業を数日間試験的に実施する「開業体験ワークショップ」、創業希望者の発掘や開業場所としての川崎をアピールすることを目的とした「オープンセミナー」により構成する。

ア 創業者育成講座

創業するにあたり必要な経営知識やマーケティング等創業のためのビジネスプランを検討する基礎について学ぶことを目的とする

(ア) 講座の実施

10回の連続講座（各講座2時間）を実施する。なお、開催日時については受講希望者の参加が見込める日時に設定すること。

令和4年度は令和4年10月から翌年2月までの間の中で、3か月程度で実施すること。令和5年度は令和4年度の実施実績等を元に発注者と協議の上実施時期等について再構築するものとする。

(イ) 講座内容

本講座は対象エリアでの創業予定者等に向けた講座であり、物販・サービス・飲食業等での創業に資するような共通・業種別のセミナー構成とすること。な

お、下記①～③については、必ず講座の内容に盛り込むこと。

- ①ビジネスプランの作成支援や発表機会
- ②業種別のセミナー（飲食、小売とサービス業で計2回）
- ③顧客獲得のためのデジタルツールの活用

(ウ) 開催方法

原則、対面開催とする。但し、新型コロナウイルス感染症の拡大など、対面式での開催が困難になる場合には、ZOOM等によるオンラインにて講義を継続すること。会場の選定・予約は受託者が行うこと。また、講義がオンライン開催となった場合には、受託者がオンラインツールのライセンス契約を締結すること。

(エ) 対象者及び人数

川崎市内の商店街などの店舗施設を活用して創業を予定または検討している人、または市内での創業後3年以内で事業の再考を検討している人を対象とし、受講人数は最低10名以上の確保に努めること。

(オ) 受講料

資料作成及び印刷等に係る実費相当分として20,000円を基準として適正な金額を設定すること。

(カ) 応募方法及び選定

基本的な応募方法として、メールによる応募とする。

なお、受託者の提案によりウェブ上の応募フォームの利用も可とする。

受講者の選定は、受託者が責任をもって行うこと。

(キ) 講師及びアドバイザー

創業予定者へ具体的且つ有益な情報及びアドバイスをするため、創業に関わる様々な知識や方策を保持しており、コンサルティング実績が豊かな専門家を講師として選定すること。

また、ビジネスプラン作成のヒントの提供や、プラン発表時の講評、受講者からの相談等に対応する他、市内にて商業分野の事業を行っている事業者（地域事業者）をアドバイザーとして、選定すること。

(ク) 広報活動及び広報用印刷物の作成・配布

講座実施の前に効果的な広報活動を行い、受講者の確保に努めること。又、当該事業の広報に必要なチラシを作成、配布すること。

数量：1,000部

規格：A3 2つ折（A4仕上）

刷色：両面カラー

(ケ) 講座資料の作成・送付

各講座で使用する資料について、講師と相談のうえで作成すること。オンライン開催となった場合には、講座前日までに受講者のもとへ送付すること。

イ 開業体験ワークショップ

創業者育成講座で学んだ知識等を踏まえ、受講者自らが考えたビジネスプランのテ

ストマーケティングの場を提供することを目的とする。

(ア) ワークショップの実施

週末で2回以上の販売又はサービス提供の体験を実施すること。また、体験実施後に1回以上の講評・反省会を行うこと。

令和4年度は令和4年12月から翌年3月までの間の中で2か月以内において実施すること。令和5年度は令和4年度の実施実績等を元に発注者と協議の上実施時期等について再構築するものとする。

(イ) ワークショップ内容

- a) 対象エリアの商業エリアにおいて、物販・サービス・飲食業等の体験ができる場所（施設や会場）を確保すること。
- b) 来街者へのプロモーションを自ら工夫して行い、販売を行うこと。
- c) 飲食物の製造販売においては、食品衛生法等の法律の定めに適する施設の利用など適正な状況にて実施すること。

(ウ) 開催方法

対面での販売又はサービス提供を行うこと。

(エ) 対象者及び人数

創業者育成講座を修了又は修了予定の者を対象者とし、3名以上の確保に努めること。

(オ) 参加費用

会場確保等に係る実費相当分として10,000円/日を基準として適正な金額を設定すること。

(カ) 応募方法

基本的な応募方法として、メールによる応募とする。

なお、受託者の提案によりウェブ上の応募フォームの利用も可とする。

また、希望者が多い場合には、選考を行うこと。

(キ) 講師及びアドバイザー

ワークショップの実施について、具体的且つ有益な情報及びアドバイスを授けるため、創業に関わる様々な知識や方策を保持しており、コンサルティング実績が豊かな専門家を講師として選定すること。

また、接客等のヒントの提供や、実施後の講評、受講者からの相談等に対応する他、市内にて商業分野の事業を行っている事業者（地域事業者）も、講師又はアドバイザーとして、選定すること。

ウ オープンセミナー

令和4年度の実施内容を紹介することで、創業希望者の発掘、開業場所としての川崎をアピールすることを目的とする。

(ア) オープンセミナーの実施

令和5年度の育成プログラム実施前に、令和4年度の実施内容について紹介するセミナーを1回以上実施すること。なお、オープンセミナー実施後から育成プログラム受講生の募集を開始するものとする。

(イ) オープンセミナーの内容

- a) 紹介にあたっては令和4年度の講師及びアドバイザーを起用すること。
- b) 可能な限り令和4年度の受講生からの体験談等を聴講できる内容を組込むこと。

(ウ) 開催方法

原則、対面開催とする。但し、新型コロナウイルス感染症の拡大など、対面式での開催が困難になる場合には、ZOOM等によるオンラインにて講義を継続すること。会場の選定・予約は受託者が行うこと。また、講義がオンライン開催となった場合には、受託者がオンラインツールのライセンス契約を締結すること。

(エ) 対象者及び人数

令和5年度の育成プログラムの受講の対象となる者とし、受講人数は最低10名以上の確保に努めること。

(オ) 参加費用

無料とすること。

(カ) 応募方法

基本的な応募方法として、メールによる応募とする。

なお、受託者の提案によりウェブ上の応募フォームの利用も可とする。

(キ) 講師及びアドバイザー等

令和4年度に選定された講師及びアドバイザーを原則とし、令和4年度の受講者を選定することも可とする。

エ 経費の支出

(ア) 講師・アドバイザー及び会場貸与者への謝礼金

全講座終了後、講師・アドバイザーに対して謝礼金の支払い事務を行うこと。
なお、講師への謝礼金額は昼間開催30,000円/回、夜間開催40,000円/回を基準とすること。

アドバイザーへの謝礼金額は、10,000円/回を基準とすること。

開業体験ワークショップの会場貸与者への謝礼は、各会場が設定している会場使用料に基づくものとし、上限は20,000円/日とする。

(イ) その他

印刷物の作成や会場借上等の本事業遂行のために発生する支払いに係る一切の業務を行うこと。

(2) アフターフォロー体制の構築及び実施等に係る業務

ア 開業体験が可能な店舗や場所を有する市内事業者又は商店街等の発掘を行い、ヒアリング及びデータベースを作成すること

(ア) 令和4年度：対象エリア内

(イ) 令和5年度：市内全域

イ 対象エリアの空き店舗情報の収集及び商店街での創業を誘導するイベントの実施

- (1) の事業者創業支援プログラムの受講者に関わらず、市内での創業を希望するものを対象として、市内の商店街やそこで活躍する事業者を紹介するイベント等

開催すること。空き店舗情報のある場合には、当該イベントにおいて紹介を含めること。

(ア) 令和4年度実施分：年1回以上

(イ) 令和5年度実施分：年2回以上

(ウ) 保険加入：イベント（レクリエーション）保険に加入すること。

加入内容については発注者と協議のうえ決定すること。

ウ 対象エリアの創業者情報の収集及び紹介

対象エリアの商業エリア・商店街において5年以内に創業した事業者の情報を収集するとともに、特に優れた事業者を10者以内で選定し、各年の創業体験を取材し、印刷物として作成する。印刷物については、取材した事業者のPR・広報や当該事業のPRを兼ね、配布しやすい規格を発注者と協議すること。

(ア) 令和4年度実施分

令和5年3月24日（金）までに提出すること。

数量：1,000部

刷色：両面カラー

(イ) 令和5年度実施分

令和6年3月22日（金）までに提出すること。

数量：1,000部

刷色：両面カラー

エ 創業において必要となる関係事業者の情報収集及びヒアリング等

創業希望者が市内で創業するにあたり、必要となる資金や不動産、設備導入などの提供が可能な市内・市外の事業者の情報を収集するとともに、創業希望者へのサポート提供の可否などを確認し、リストにまとめること。

オ 受講者へのアフターフォローの実施

(2) のアからエにおける情報等を活用し、創業者育成講座及び開業体験ワークショップの受講者のフォローアップを行うこと。

(3) 実施結果のとりまとめ

ア アンケート調査の実施及び結果の取りまとめ

各年度で全プログラム終了後、参加者にプログラム内容に関するアンケートを実施、これを集計、取りまとめて提出すること。又、アンケート帳票は受注者にて作成し、事前に発注者へ確認すること。

イ 結果報告書の作成及び提出

各年度で全プログラム終了後、実施状況等の結果をまとめた報告書を作成し、業務完了届、アンケート調査結果、参加者名簿と共に速やかに提出すること。なお、紙及びワード・エクセル等の電子媒体で提出すること。

ウ その他留意すべき事項

(ア) 本仕様書に掲載されていない事項が発生した場合、あるいは、本仕様の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定すること。

- (イ) 業務実施にあたっては、発注者と定期的な打ち合わせを実施し、その指示に従うこと。
- (ウ) 業務遂行にあたり知り得た個人情報、適正に管理し業務終了後は廃棄すること。